

## USPTO、小規模・極小規模事業者向けの料金軽減率を拡大する最終規則を公表

2023年3月28日  
JETRO NY 知的財産部  
石原、福岡

USPTOは特許関係手数料について、小規模 (small entity)<sup>1</sup>・極小規模事業者 (micro entity)<sup>2</sup>向けの料金軽減率を拡大する最終規則を公表した。3月22日付の官報<sup>3</sup>で発表され、同日付で施行された。

この規則改正は、2022年12月29日に成立したイノベーションエコシステムへの参加率が低かった人々を支援するための法律である「Unleashing American Innovators Act of 2022 (UAIA)」<sup>4</sup>に基づき実施された。

規則改正により、出願、審査や権利維持のための特許関係手数料について、小規模事業者向けの軽減率が従来の50%から60%に拡大され、極小規模事業者の軽減率が75%から80%に拡大された。

主な料金の改正前後の金額は以下のとおり<sup>5</sup>。

	改正前		改正後	
	小規模	極小規模	小規模	極小規模
特許出願料	\$160	\$80	\$128	\$64
サーチ手数料	\$350	\$175	\$280	\$140
審査手数料	\$400	\$200	\$320	\$160
特許発行料	\$600	\$300	\$480	\$240
特許料 1 回目 (3.5 年次)	\$1,000	\$500	\$800	\$400
特許料 2 回目 (7.5 年次)	\$1,880	\$940	\$1,504	\$752
特許料 3 回目 (11.5 年次)	\$3,850	\$1,925	\$3,080	\$1,540

(以上)

<sup>1</sup> 小規模事業者の要件：出願人が個人・非営利団体・従業員数500名未満の企業のいずれかに該当し、小規模事業者以外の事業者に発明の権利を譲渡・ライセンスする予定がないこと。

<sup>2</sup> 極小規模事業者の要件：小規模事業者の要件を満たし、総所得が基準額未満（現在は\$212,352未満）であり、過去に4件を超える出願で発明者として指名されていないこと。または、小規模事業者の要件を満たし、出願人の雇用主が高等教育機関であること。

<sup>3</sup> <https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2023-03-22/pdf/2023-05382.pdf>

<sup>4</sup> [https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/\\_Ipnnews/us/2023/20230104.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnnews/us/2023/20230104.pdf)

<sup>5</sup> 対象となる全ての料金は官報の17148頁以降を参照。